

日本災害情報学会研究会設置要領・運営規則

制定：2004年（平成16年）9月7日

【設置要領】

1. 日本災害情報学会会則第4条事業第3項「会員の研究上の交流と協力の促進」に基づき、研究会を設置することができる。
2. 研究会は本学会の目的を達成するために適当と判断される課題をテーマとして、有志の発案や会員から要望のある具体的課題を研究するために適宜設置する。
3. 研究会の設置は本学会企画委員会が行い、理事会の承認を得て実施に移す。
4. 研究会構成員は本学会正会員ならびに学生会員とし、公募による自己推薦に基づき研究会を主宰する者がこれを選定する。ただし、研究会に外部講師や話題提供者などを依頼する場合はこの限りではない。
5. 研究会に参加した会員は本学会の主旨に基づいて、災害情報に関する横断的知識を得ることができるほか、自己啓発の手段とすることができる。
6. 研究会には運営グループを置き、会の企画立案、運営にあたる。
7. 研究会の期間は1年を原則とする。テーマの発展性などが考えられる場合には延長を認めるが、最大3年以内とする。
8. 研究会の成果は、学会誌への掲載、別途に開催される学会シンポジウムや研究発表会などの活動を活用する他、本学会ホームページへの掲載、報告書の作成など多様な媒体を利用して、広く本学会会員に知らせることとする。
9. 成果の公表にあたっては、本学会に設置した研究会における成果であることを明記する。また、成果の知的所有権等は本学会ならびに研究会に帰属し、個人に帰属しないこととする。
10. 研究会の運営・開催に必要な経費は、別途計上する。

【運営規則】

1. 研究会の運営は、研究会単位で設置する運営グループが執り行う。
2. 運営グループは研究会を主宰するコーディネーター1名、これを補佐し運営事務を行う若干名で構成する。また、会計責任者を置き、研究会の運営経費の透明化に務めることとする。
3. 運営グループは会を始めるにあたり、研究会の構成員、研究会の運営・実施方法、実施予算案などを記載した研究企画書を作成しなければならない。
4. コーディネーターは運営グループ構成案ならびに研究企画書を本会企画委員会に提出し、承認を受けることとする。
5. 研究会の設置期間終了後、運営グループは速やかに研究会運営報告をとりまとめ、本会企画委員会に提出しなければならない。運営報告は、研究会開催実績とその概要、研究会成果の公表、会計報告などとする。

【研究会の会計】

1. 研究会の実施費用は本学会の運営予算とは独立し、研究会単位で予算を組むこととする。
2. 研究会運営予算の用途は、会場費、資料印刷費、依頼講師旅費・謝金（本会旅費規程に従う）、通信・事務費とする。会員の旅費は支給しない。
3. 本学会運営予算から研究会に補助される実施費用については、用途を明確にし、領収証などを添付した決算書を本学会に提出しなければならない。
4. 他機関から支給された助成金等については、当該出資者から示された要領に従うこととするが、本学会に対して助成金等の拠出者、金額等を文書で通知する。
5. 研究会が主催するシンポジウムなどに要する費用については、その開催単位ごとに出席者から参加費等の会費を徴収することができる。ただし、これは会場費、資料印刷費等直接運営費の不足分に充てることとし、過剰な会費を徴収してはならない。また、懇親会等の経費は別途に徴収するなど、会費収入の透明化を図る必要がある。

【本要領・規則の施行】

1. 本要領ならびに規則は、平成16年10月1日から施行する。

日本災害情報学会企画委員会

(平成16年9月7日)